



熊本県公報

号外 第 1 1 号
令和 7 年(2025 年)
3 月 26 日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

○熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	1
○熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	1
○熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	2
○熊本県職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則	(〃)	2
○熊本県職員の単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則	(〃)	6
○熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	6
○熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	8
○熊本県職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	9
○熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則	(〃)	10
○熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則	(〃)	10
○熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則	(〃)	18
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	(〃)	20
○熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則	(〃)	21
○熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	21
○熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程	(〃)	23

登 載 依 頼

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 3 号

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成 1 5 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の前の見出しを削り、同条及び第 5 条を次のように改める。

第 4 条及び第 5 条 削除

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 4 号

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給与簿に関する規則（昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 号中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第5号

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の住居手当に関する規則（昭和49年熊本県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「一般職員給与条例第8条又は県立学校給与条例第9条に規定する扶養親族で一般職員給与条例第9条第1項又は県立学校給与条例第10条第1項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び一般職員給与条例第8条第2項又は県立学校給与条例第9条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、同号中「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第4条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された定年再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、同条中「国家公務員等であつた者又は給与に関する他の条例の規定の適用を受けていた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第5条に次の1項を加える。
3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第6条第1項中「改定しなければならない」の次に「。前条第3項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第8条第1項中「欠くに至った日」の次に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第6号

熊本県職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

（熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

第1条 熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和33年熊本県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 第16条第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を満たす又は欠くに至つた場合

第4条第1項中「提示」の次に「若しくは第16条第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第6条中「普通交通機関等（」の次に「一般職員給与条例第10条第4項及び県立学校給与条例第11条第4項に規定する」を、「特別急行列車等」の次に「（以下「特別急行列車等」という。）」を加える。

第8条第1項中「運賃等相当額（次項」の次に「及び第8条の3第2号」を加え、同項第1号ア中「第10条第8項」を「第10条第9項」に、「第11条第8項」を「第11条第9項」に改め、同項第2号中「回数乗車券等」を「ICカード乗車券等」に改める。

第8条の3第1号中「（一般職員給与条例第10条第3項第1号及び県立学校給与条例第11条第3項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たり学所の運賃等相当額」という。）並びに一般職員給与条例第10条第3項第2号又は県立学校の給与条例第11条第3項第2号に定める額のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合にあっては）」に改める。

第10条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間であるもの」の次に「（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第11条中「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないとき」の当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転

[illegible]

[illegible][illegible]

ア 職員又は配偶者の父母（職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる父母の配偶者を含む。）

イ 職員の配偶者、子（子の配偶者及び職員と）の間において事実上子と同様の関係にあると認められる配偶者を含む）、祖父母、孫及び兄弟姉妹

第 16 条に次の 1 項を加える。

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号ア若しくはイに掲げる事由の発生又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住所であって次に掲げるもの

に転る路
等該な経
車当とる
列、点係
行と起に
急)の等
別。路車
特う経列
るいる行
すと係急
用」に別
利等の特
に駅車、居
合り列が住
場寄行との
る最急)後
す旧別。居
勤「特う転
通てるい該
らいすと当
かお用」る
居に利等け
の住イに駅
の(の合りに
の(の合りに
前等場合寄
直駆る最場
のるす新る
の等な勤「い
は生と通てて
で発点らいし
の起かお接
の由の居に隣
で事路住いて
居該経の(い
正当の後等お
係居駅に

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に
係る経路の距離が60キロメートルの範囲にある場合における当該転居後の
住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

[illegible]

員掲げる(20)学当
委に立係額の00立手
事号県にた条0県勤
人3び員得7、び通
の第及職て10、及該
項3号るし第5項当
7の2げ除(17の
第条第掲で額が第者
第8項に数計)条の
1(第3号月合。0そ
1(第2ののう1、
第等条第間)い第は、
例額03期額と例間。
条第1の位計」条期る
与相第条単合額与るす
給等例第支そ基員定間第
校賃条第8給の礎給めと1
学運与(の、出職で期「中
立の給額そは算般則位を
県り員るをて当一規単」第
びた職め額い手、員給項第
及当般定当お通し、員支7
項月一に相に通と委い第同
7箇、号等場合の当事長条、
第1)2金場り手人も0め
条、第1)2金場り手人も0
0はく。第料るた勤の最1改
1当除3特上るの7う「」0
第手第3以第箇の中項18
例勤の条び21お条間項8
条通も1並が「に1期1第
与るる1)等てき1位第条
給め係第。車いと第単21
員定に例く列おる例給の1
一般則職与を急項超与る7
一規る給の別2を給係1を
4 会げ校も特第第本校に第

項る員中等3通機「

- 「及び特別急行列車等」を、
を150,000円に改め、
000円に、
次に「及び特別急行列車等」を、
の定め、
第17条の3第1項を中「第10条第8項第1号」を「第11条第9項」に改め、
項「特別料金等」に係る通勤手当に改め、
乗車券等」に改める。
(熊本県職員の通勤に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
第2条 熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (令和5年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。
附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(施行期日) 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
2 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
の職員等(以下「職員」という。)の給与に、令和7年4月1日から施行する。
10条第3項第1号及び令和7年4月1日から施行する。
11条第3項第1号及び令和7年4月1日から施行する。
熊本県職員の給与に、令和7年4月1日から施行する。
第8条第3項第1号及び令和7年4月1日から施行する。
規則第6条第3項第1号及び令和7年4月1日から施行する。
とし、通勤手当を支給する場合は、その給与に、令和7年4月1日から施行する。
前1箇月当りの給与に、令和7年4月1日から施行する。
3項第2号及び改正前の1箇月当りの給与に、令和7年4月1日から施行する。
の規則第8条第3項第1号及び令和7年4月1日から施行する。
の自動車等の利用に係る額に、令和7年4月1日から施行する。
の第1号及び改正前の1箇月当りの給与に、令和7年4月1日から施行する。
項第1号及び改正前の1箇月当りの給与に、令和7年4月1日から施行する。
学校給与に、令和7年4月1日から施行する。
数及び改正前の1箇月当りの給与に、令和7年4月1日から施行する。
項及び改正前の1箇月当りの給与に、令和7年4月1日から施行する。
において「改正前の1箇月当りの給与に、令和7年4月1日から施行する。」
るもの(施行日の前日及び施行日を含む)に支給する。
1項に規定する支給単位期間等(以下「支給単位期間」という。))に、
(1) 普通交通機関等並びに改正前の一般職員給与条例第10条第1項第2号及び改正
前の県立学校給与条例第11条第1項第2号に規定する自働車等に係る通勤手当(改
正前の1箇月当りの運賃等相当額及び改正前の1箇月当りの運賃等相当額との差額
以下この号及び次項において「改正前の1箇月当りの運賃等相当額」という。))
が改正前の1箇月当りの運賃等相当額等(以下「改正前の1箇月当りの運賃等相当
額」という。))に、
(2) 改正前の一般職員給与条例第10条第4項第1号及び改正前の県立学校給与条例
第11条第4項第1号に規定する通勤手当(以下「改正前の通勤手当」という。))
3 前項の規定により支給されている職員に、当該通勤手当を支給されている職員に、
は、当該通勤手当に定める額(1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる
額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める
額の合計額とする。))を、支給単位期間を1箇月とする場合、改正前の1箇月当りの
(1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給している場合、改正前の1箇月当りの運
賃等相当額等から改正前の1箇月当りの運賃等相当額等と55,000円との差額
の2分の1を55,000円に加算した額を減じて得た額
(2) 別料金等相当額から当該1箇月当りの特別料金等相当額の2分の1に相当する額(そ
その額が2万円を超える場合にあっては、2万円)を減じて得た額
(権衡職員等に関する経過措置)
4 この規則による改正後の規則(次項及び第6項において「改正後の規則」という。)
第14条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
5 改正後の規則第15条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつ

- た者にも適用する。
- 6 改正後の規則第16条第1項第3号及び第4号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第7号

- 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則
(熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)
- 第1条 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
- 第2条中「第3項並びに」を削り、「第11条の2第1項及び第3項」を「第11条の2第1項」に改め、同条第1号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。
- 第5条第1項中「任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする」を「人事委員会規則で定めるやむを得ない事情とする」に改め、同条第2項第1号アを削り、イをアとし、ウをイとし、同項第7号中「国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「事由発生に伴い」との次に「、「第2条」とあるのを「前項」と」を加える。
- 第7条に次の1項を加える。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。
- 第8条第1項中「改定しなければならない」の次に「。前条第3項に規定する場合においても、同様とする」を加える。
- 第9条第1項中「欠くに至った日」の次に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。
- (熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 第2条 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
- 附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の項番号を削る。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第8号

- 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第2項中「合算した額」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第3項及び第4項中「掲げる職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。
- 第4条第2項中「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額。）」を、同条第3項中「掲げる職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。
- 第5条第2項第1号中「復帰し」の次に「、又は法第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ」を加え、「移転した者」を「移転したもの」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を、「復帰し」の次に「、若しくは法第22条の4第1項の規定による採用をされ」を加え、同項に次の3号を加える。
- (3) 法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、一般職員給与条例第11条の3第2項又は県

- 立す学給与条例第14条の3第2項の規
す該異動に第2条第1項の規
(4) 一般職の規
の3第1項の規
項の規
(5) 前人事第3項
の規定に「当
3号中「又
号を加え
(4) 前項第3号に規定する職員は、当該職員が同号の採用の日前から定年及び第2項の短時
間勤務に前項第4号に規定する職員は、当該職員が同号の採用の日前から定年及び第2項の短時
(5) 間勤務に前項第5号に規定する職員は、当該職員が同号の採用の日前から定年及び第2項の短時
(6) 前項第5号に規定する職員は、当該職員が同号の採用の日前から定年及び第2項の短時
附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 暫定再任用職員（地方公務員法の第59条第1項第2号の規程に定める職員）は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
第4条第1項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
替えて適用する（これは第7条第1項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
暫定再任用職員（これは第7条第1項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
に（昭和25年法律第26号）第2項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
3 暫定再任用職員（これは第7条第1項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
は、同条第2項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
改正する（これは第7条第1項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
適用する（これは第7条第1項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
(これは第7条第1項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
又は第7条第1項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
和3年改正法附則第4条第1項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
の規定に適用する（これは第7条第1項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
適用する（これは第7条第1項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
期が満了した日」と、同項第2号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
第22条第4項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
「定年前再任用短時間勤務職員」とする。
4 改正後の規則第5条第2項第1号及び第2号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
22条第4項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
を同法附則第9条第2項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
項若しくは第3項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
規定に「法第22条第2項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
任用短時間勤務職員」とする。
5 改正後の規則第5条第2項第1号及び第2号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
第1項等の規定に「法第22条第2項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
た場合、同号の規定に「法第22条第2項第1号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に
時間勤務職員」とする。
6 改正後の規則第5条第2項第1号及び第2号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に定める職員は、この規則の第2項第1号及び第3号の規程に

[illegible]

令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本市職員の特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本市職員の特別勤務手当に関する規則（平成3年熊本市人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

[illegible]

一般職員給与条例第15条の3第3項第1号及び県立学校給与条例第15条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

[illegible]

種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
アイ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
エ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
オ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
カ	1	2	3	4	5	6</																																																																																														

(2) 掲(児のじ。)に項育の同
次第3「下むい。て
員条以含お
職同をに
たは号合号
れ又4場2
さ給1る第
用号第す項
採の例用次
て表条準び
め料県て及
定給本い号
をの熊おの額
期項年にこる
任14条下め
り第成2以定
よ条平2。に
に7(第む次
定第例例含れ
規例条条をぞ
の条同合れ
項目す(場そ
1職閑条る、
第付に8すじ
条期等1用応
内2任業第適
も第る休)て額
各例け兒。え月
多条受育う替料
員がのいみ給
職員等と読る
付職員」りよ
僅期該職例よ
任当県条に定
る本業定規

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 1
2,000円

イ 5号給 10,000円
ウ 2号給から4号給まで 8,000円

エ 1号給 6,000円

(3) 掲げ(よ規

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 12,000

イ 4号給及び5号給 10,000円

ウ 2号給及び3号給 8, 000円

工 1 号給 6, 0 0 0 円

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、一般職員給与条例第15条の3第2項及び県立学校給与条

例第15条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員の勤務は、一般職員給与第15条の2第1項の勤務とみなす。

- (1) 一般職員の給与に、第15条の2第1項の勤務を15条の2第1項の勤務と見做すこととする。
- (2) 一般職員の給与に、第15条の2第2項の勤務を15条の2第2項の勤務と見做すこととする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第10号

熊本県職員の手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の扶養手当に関する規則（平成 2 年熊本県人事委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第3条を次のように改める。

(届出)

員の出場
のり、つ
項よ、あ
第1に職
第9親で
第8族に
第7扶養
第6受実
第5の事
第4の事
第3の事
第2の事
第1の事
第0の事

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第4条第1項中「前条」の次に「第1項を、」を、加える。同条第2項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(支給の始期及び終期)

学の要日の第にき
 立（すつ、はと
 県は月定至はてしある
 は翌規にきい過で
 又のにくとつ経日
 項の1月欠るにを初
 1第の同をあ始日の
 第するが件で開5月
 8第の職該初給ら日
 給至開て日手じ月
 員にらつての養生翌
 職すかあそ扶のの
 一般（に）合月し事
 一備月合月し事
 にける場るだるする
 たをするすた係属す
 新件属め属。にのと
 が要の定のる。これ
 員の日（が）わしたも
 職たの会日終、しう
 は、員そ員るてが理行
 給の職、委めつ出受ら
 支項のは事定も届をを
 の1と（会）よ届月
 当第の員月（に）のる
 手第9でつ事の規、属
 養第日（至）人月のの
 扶例初に（で）る項き日
 2条のく日す1との
 給の与月欠の属第たそ
 4校給がを降の条れ、
 第校日件以日3さは、

2 は、扶養手当の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附則第2項を次のように改める。

(令和 7 年改正条例附則第 4 項及び第 5 項の規定が適用される間の読替え)

2 与のれ又「給」読の替と替
給職以下項下職例「る読」読
員般。え1以行政条はあ「例」
職一号替第(行与のとは条は
般県3み条例が給る)の与の
一本第読8条級員あ例る給る
「熊例り第与の職と条あ員あ
中「条よ」給務般」与と職と
2は県に。校職一例給「般」
のの本定うる「条員例一例
1ある熊規い立す中与職条「条
第と7項」た規の校一給条給
は、)和4例れに条学に校5校
の(令第条ら項2立た学第学
間項(則与え1第県新立び立
で1例附給替第び「「県及県
の第条)員み条及、中「項」
ま条る)職読9条と項、1、
日9すう。般読第2」1と第と
1第正い一より)第例第」2」
3例改とのに)第条例の例
月条を」後定う。と与3条条
3与部例え規い」給第与4与
年給一条替のとて員、給第給る。
8校の正読項とし職と員、員す
和学等改「5例と般」職と職と
令立例年下第条員一例般「般」
から県条7以則与職の条一例一例
かはる和(附給る後与の条の条
日又す令例例校すえ給後与後与
1項関「条条学当替校え給え給
月1にて与正立相読学替校替校
4第与い給改県に「立読学読学
年条給お員年の級は県に立「立
78のに職7後9ののた県は県
和第等条般和えのる後新のの
令例員の一令替表あえ「後る後
2 条職こたは読料と替はえあえ

附則に次の1項を加える。

(行政職給料表の 8 級以上の職員に相当する職員)

3 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年熊本県

条例第3号。以下この項において「令和7年改正条例」という。)附則第4項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第8条第1項又は令和7年改正条例附則第5項の規定により読み替えられた県立学校給与条例第9条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第1条の2及び第2条の2に規定する職員とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第11号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年熊本県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「特定任期付職員」の次に「(以下「特定任期付職員」という。)」を加える。

第13条第1項に次の1号を加える。

(3) 特定任期付職員 100分の262.5

(熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(令和4年熊本県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

第3条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(令和6年熊本県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第13条第1項第1号の改正規定中「100分の210」を「100分の315」に、「100分の250」を「100分の375」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則

(熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(平成6年熊本県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

教育職給料表(3)の適用を受ける者

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	2	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	3	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	6	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	7	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	10	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	11	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	14	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	15	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	18	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	19	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	22	2,400	2,800	5,100	5,700	
	23	2,400	2,800	5,100	5,700	
	24	2,400	2,800	5,100	5,700	
	25	2,600	2,900	5,300	5,900	
	26	2,600	2,900	5,300	5,900	
	27	2,600	2,900	5,300	5,900	
	28	2,600	2,900	5,300	5,900	
	29	2,700	3,000	5,400	6,000	
	30	2,700	3,000	5,400	6,000	
	31	2,700	3,000	5,400	6,000	
	32	2,700	3,000	5,400	6,000	
	33	2,800	3,200	5,600	6,100	
	34	2,800	3,200	5,600	6,100	
	35	2,800	3,200	5,600	6,100	
	36	2,800	3,200	5,600	6,100	
	37	2,900	3,300	5,700	6,300	
	38	2,900	3,300	5,700	6,300	
	39	2,900	3,300	5,700	6,300	
	40	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41	3,100	3,500	5,800	6,400	
	42	3,100	3,500	5,800	6,400	
	43	3,100	3,500	5,800	6,400	
	44	3,100	3,500	5,800	6,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	3,200	3,700	6,000	6,600	
46	3,200	3,700	6,000	6,600	
47	3,200	3,700	6,000	6,600	
48	3,200	3,700	6,000	6,600	
49	3,300	3,800	6,100	6,800	
50	3,300	3,800	6,100	6,800	
51	3,300	3,800	6,100	6,800	
52	3,300	3,800	6,100	6,800	
53	3,400	4,100	6,300	6,900	
54	3,400	4,100	6,300	6,900	
55	3,400	4,100	6,300	6,900	
56	3,400	4,100	6,300	6,900	
57	3,500	4,300	6,400	7,000	
58	3,500	4,300	6,400	7,000	
59	3,500	4,300	6,400	7,000	
60	3,500	4,300	6,400	7,000	
61	3,600	4,500	6,500	7,100	
62	3,600	4,500	6,500	7,100	
63	3,600	4,500	6,500	7,100	
64	3,600	4,500	6,500	7,100	
65	3,700	4,800	6,700	7,200	
66	3,700	4,800	6,700	7,200	
67	3,700	4,800	6,700	7,200	
68	3,700	4,800	6,700	7,200	
69	3,800	4,900	6,800	7,300	
70	3,800	4,900	6,800	7,300	
71	3,800	4,900	6,800	7,300	
72	3,800	4,900	6,800	7,300	
73	3,900	5,100	6,900	7,400	
74	3,900	5,100	6,900	7,400	
75	3,900	5,100	6,900	7,400	
76	3,900	5,100	6,900	7,400	
77	4,000	5,300	6,900	7,500	
78	4,000	5,300	6,900	7,500	
79	4,000	5,300	6,900	7,500	
80	4,000	5,300	6,900	7,500	
81	4,100	5,400	7,000	7,500	
82	4,100	5,400	7,000		
83	4,100	5,400	7,000		
84	4,100	5,400	7,000		
85	4,100	5,500	7,200		
86	4,100	5,500	7,200		
87	4,100	5,500	7,200		

88	4,100	5,500	7,200		
89	4,200	5,600	7,200		
90	4,200	5,600	7,200		
91	4,200	5,600	7,200		
92	4,200	5,600	7,200		
93	4,300	5,800	7,200		
94	4,300	5,800	7,200		
95	4,300	5,800	7,200		
96	4,300	5,800	7,200		
97	4,400	5,900	7,300		
98	4,400	5,900	7,300		
99	4,400	5,900	7,300		
100	4,400	5,900	7,300		
101	4,400	6,100	7,300		
102	4,400	6,100	7,300		
103	4,400	6,100	7,300		
104	4,400	6,100	7,300		
105	4,500	6,200	7,300		
106	4,500	6,200			
107	4,500	6,200			
108	4,500	6,200			
109	4,500	6,300			
110	4,500	6,300			
111	4,500	6,300			
112	4,500	6,300			
113	4,600	6,400			
114	4,600	6,400			
115	4,600	6,400			
116	4,600	6,400			
117	4,700	6,500			
118	4,700	6,500			
119	4,700	6,500			
120	4,700	6,500			
121	4,700	6,600			
122	4,700	6,600			
123	4,700	6,600			
124	4,700	6,600			
125	4,800	6,700			
126		6,700			
127		6,700			
128		6,700			
129		6,800			
130		6,800			

	131		6,800			
	132		6,800			
	133		6,900			
	134		6,900			
	135		6,900			
	136		6,900			
	137		6,900			
	138		6,900			
	139		6,900			
	140		6,900			
	141		6,900			
	142		6,900			
	143		6,900			
	144		6,900			
	145		7,000			
	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
	150		7,100			
	151		7,100			
	152		7,100			
	153		7,100			
	154		7,100			
	155		7,100			
	156		7,100			
	157		7,100			
定年前再任用短時間勤務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第 2（第 3 条関係）

教育職給料表（2）の適用を受ける者

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給					
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	2	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	3	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	4	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	6	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	7	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	8	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500

9	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
10	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
11	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
12	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
13	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
14	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
15	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
16	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
17	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
18	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
19	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
20	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
21	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
22	2,400	3,200	5,100	6,400	
23	2,400	3,200	5,100	6,400	
24	2,400	3,200	5,100	6,400	
25	2,600	3,300	5,300	6,600	
26	2,600	3,300	5,300	6,600	
27	2,600	3,300	5,300	6,600	
28	2,600	3,300	5,300	6,600	
29	2,700	3,500	5,400	6,800	
30	2,700	3,500	5,400	6,800	
31	2,700	3,500	5,400	6,800	
32	2,700	3,500	5,400	6,800	
33	2,800	3,700	5,600	6,900	
34	2,800	3,700	5,600	6,900	
35	2,800	3,700	5,600	6,900	
36	2,800	3,700	5,600	6,900	
37	2,900	3,800	5,700	7,000	
38	2,900	3,800	5,700	7,000	
39	2,900	3,800	5,700	7,000	
40	2,900	3,800	5,700	7,000	
41	3,100	4,100	5,800	7,100	
42	3,100	4,100	5,800	7,100	
43	3,100	4,100	5,800	7,100	
44	3,100	4,100	5,800	7,100	
45	3,200	4,300	6,000	7,200	
46	3,200	4,300	6,000	7,200	
47	3,200	4,300	6,000	7,200	
48	3,200	4,300	6,000	7,200	
49	3,300	4,500	6,100	7,300	
50	3,300	4,500	6,100	7,300	
51	3,300	4,500	6,100	7,300	
52	3,300	4,500	6,100	7,300	
53	3,400	4,800	6,300	7,400	
54	3,400	4,800	6,300	7,400	
55	3,400	4,800	6,300	7,400	
56	3,400	4,800	6,300	7,400	
57	3,500	4,900	6,400	7,500	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

58	3,500	4,900	6,400	7,500	
59	3,500	4,900	6,400	7,500	
60	3,500	4,900	6,400	7,500	
61	3,600	5,100	6,500	7,500	
62	3,600	5,100	6,500		
63	3,600	5,100	6,500		
64	3,600	5,100	6,500		
65	3,700	5,300	6,700		
66	3,700	5,300	6,700		
67	3,700	5,300	6,700		
68	3,700	5,300	6,700		
69	3,800	5,400	6,800		
70	3,800	5,400	6,800		
71	3,800	5,400	6,800		
72	3,800	5,400	6,800		
73	3,900	5,500	6,900		
74	3,900	5,500	6,900		
75	3,900	5,500	6,900		
76	3,900	5,500	6,900		
77	4,000	5,600	6,900		
78	4,000	5,600	6,900		
79	4,000	5,600	6,900		
80	4,000	5,600	6,900		
81	4,100	5,800	7,000		
82	4,100	5,800	7,000		
83	4,100	5,800	7,000		
84	4,100	5,800	7,000		
85	4,100	5,900	7,200		
86	4,100	5,900	7,200		
87	4,100	5,900	7,200		
88	4,100	5,900	7,200		
89	4,200	6,100	7,200		
90	4,200	6,100	7,200		
91	4,200	6,100	7,200		
92	4,200	6,100	7,200		
93	4,300	6,200	7,200		
94	4,300	6,200	7,200		
95	4,300	6,200	7,200		
96	4,300	6,200	7,200		
97	4,400	6,300	7,300		
98	4,400	6,300	7,300		
99	4,400	6,300	7,300		
100	4,400	6,300	7,300		

101	4,400	6,400	7,300		
102	4,400	6,400	7,300		
103	4,400	6,400	7,300		
104	4,400	6,400	7,300		
105	4,500	6,500	7,300		
106	4,500	6,500			
107	4,500	6,500			
108	4,500	6,500			
109	4,500	6,600			
110	4,500	6,600			
111	4,500	6,600			
112	4,500	6,600			
113	4,600	6,700			
114	4,600	6,700			
115	4,600	6,700			
116	4,600	6,700			
117	4,700	6,800			
118	4,700	6,800			
119	4,700	6,800			
120	4,700	6,800			
121	4,700	6,900			
122	4,700	6,900			
123	4,700	6,900			
124	4,700	6,900			
125	4,800	6,900			
126	4,800	6,900			
127	4,800	6,900			
128	4,800	6,900			
129	4,900	6,900			
130	4,900	6,900			
131	4,900	6,900			
132	4,900	6,900			
133	4,900	7,000			
134	4,900	7,000			
135	4,900	7,000			
136	4,900	7,000			
137	4,900	7,100			
138	4,900	7,100			
139	4,900	7,100			
140	4,900	7,100			
141	5,000	7,100			
142	5,000	7,100			
143	5,000	7,100			

	144	5,000	7,100			
	145	5,100	7,100			
	146	5,100				
	147	5,100				
	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
定年前再任用短時間勤務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

(熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則(令和5年熊本県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「46,800円」を「60,000円」に改める。

第23条第1項第2号ア中「回数乗車券等」を「ICカード乗車券等」に、「2,619円」を「7,142円」に改め、同号イ中「運賃等相当額が2,619円」を「運賃等相当額が7,142円」に、「その額と2,619円との差額の2分の1を2,619円に加算した額」を「7,142円」に改め、同条第3項第1号中「55,000円を超えるときは、その者の通勤に係る費用弁償に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を「150,000円を超えるときは、150,000円」に改め、同項第2号ア(ア)中「2,619円」を「7,142円」に改め、同号ア(イ)中「合計が2,619円」を「合計が7,142円」に、「その額と2,619円との差額の2分の1を2,619円に加算した額」を「7,142円」に改める。

別表第1(その2)を次のように改める。

(その2) 医療職(1) 給料・報酬表

号給	給料月額 円
1	400,300
2	403,000
3	405,600
4	408,100
5	410,500
6	412,700
7	414,800

8	416,900
9	419,000
10	420,500
11	422,000
12	423,500
13	424,900
14	426,400
15	427,900
16	429,300
17	430,700
18	432,200
19	433,700
20	435,100
21	436,500
22	438,000
23	439,500
24	440,900
25	442,300
26	443,700
27	445,100
28	446,500
29	447,900
30	449,300
31	450,700
32	452,100
33	453,500
34	454,900
35	456,300
36	457,700
37	459,100
38	460,800
39	462,400
40	464,000
41	465,600
42	466,800
43	468,000
44	469,100
45	470,100
46	471,100
47	472,000
48	472,800
49	473,500
50	474,200
51	474,900
52	475,500
53	476,200
54	476,900
55	477,500
56	478,100
57	478,400

58	479,000
59	479,700
60	480,400
61	480,800
62	481,400
63	482,100
64	482,800
65	483,200
66	483,800
67	484,400
68	484,900
69	485,400
70	485,900
71	486,400
72	486,900
73	487,300
74	487,800
75	488,200
76	488,700
77	489,200
78	489,800
79	490,400
80	490,800
81	491,300
82	491,900
83	492,500
84	493,000
85	493,500

備考

この表は、医師及び歯科医師に適用する。
(熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
第 2 条 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(令和 6 年
熊本県人事委員会規則第 3 0 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条のうち熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則第 1 1 条の 2 第 1 3 項の
改正規定中「1 0 0 分の 2 1 0」を「1 0 0 分の 3 1 5」に改める。
附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から
施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 2 6 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 1 4 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則
(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)
第 1 条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年熊本県人事委員会規則第
2 号)の一部を次のように改正する。
第 8 条の 5 第 2 項第 2 号中「、勤務時間条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求にあ
っては 3 歳に、勤務時間条例第 8 条の 2 第 3 項の規定による請求にあつては」を削る。
(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
第 2 条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(令和 5 年熊
本県人事委員会規則第 1 7 号)の一部を次のように改正する。
附則第 2 項及び第 3 項中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。
附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第15号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

- (1) 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則（令和5年熊本県人事委員会規則第6号）附則第2項
- (2) 熊本県職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年熊本県人事委員会規則第13号）附則第2項
- (3) 熊本県再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則（令和5年熊本県人事委員会規則第30号）附則第2項
- (4) 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則（令和6年熊本県人事委員会規則第11号）附則第2項

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第16号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和36年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「18年」を「23年」に改める。

第5条から第7条までの規定中「15年」を「20年」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

期間の区分\職員の区分	1項職員	2項職員
	円	円
1年未満	370,400	60,000
1年以上2年未満	370,400	58,600
2年以上3年未満	370,400	57,100
3年以上4年未満	370,400	55,700
4年以上5年未満	370,400	54,200
5年以上6年未満	370,400	52,800
6年以上7年未満	370,400	51,300
7年以上8年未満	370,400	49,900
8年以上9年未満	370,400	48,400
9年以上10年未満	370,400	47,000
10年以上11年未満	370,400	40,600
11年以上12年未満	370,400	34,200
12年以上13年未満	370,400	27,800
13年以上14年未満	370,400	21,400
14年以上15年未満	370,400	15,000
15年以上16年未満	370,400	12,500
16年以上17年未満	366,400	10,000
17年以上18年未満	362,400	7,500
18年以上19年未満	358,400	5,000
19年以上20年未満	354,400	2,500
20年以上21年未満	350,400	
21年以上22年未満	336,400	

22年以上23年未満	320,400	
23年以上24年未満	303,900	
24年以上25年未満	287,400	
25年以上26年未満	270,900	
26年以上27年未満	251,400	
27年以上28年未満	231,900	
28年以上29年未満	212,400	
29年以上30年未満	192,900	
30年以上31年未満	172,400	
31年以上32年未満	151,900	
32年以上33年未満	131,400	
33年以上34年未満	109,900	
34年以上35年未満	88,400	

備考

1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。

別表第2（附則第2項関係）

期間の区分\職員の区分	2項職員
	円
1年未満	42,000
1年以上2年未満	41,000
2年以上3年未満	40,000
3年以上4年未満	39,000
4年以上5年未満	37,900
5年以上6年未満	37,000
6年以上7年未満	35,900
7年以上8年未満	34,900
8年以上9年未満	33,900
9年以上10年未満	32,900
10年以上11年未満	28,400
11年以上12年未満	23,900
12年以上13年未満	19,500
13年以上14年未満	15,000
14年以上15年未満	10,500
15年以上16年未満	8,800
16年以上17年未満	7,000
17年以上18年未満	5,300
18年以上19年未満	3,500
19年以上20年未満	1,800

備考

1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第2号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和7年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第11号中「及び第4項」を「、第4項及び第6項」に、「及び自動車等に係る額の合計額（当該合計額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額）と、」を「、自動車等に係る額及び」に、「2分の1相当額（当該相当額が20,000円を超えるときは、20,000円）との合計額」を「の額との合計額（当該合計額が150,000円を超えるときは、150,000円）」に改める。

第17条第1項第10号中「及び第4項」を「、第4項及び第6項」に改め、同条第2項第2号中「熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号）第7条第4項の規定に基づく特定任期付職員業績手当又は」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。